

長野県立歴史館協議会委員の任命について（案）

文化財・生涯学習課

長野県立歴史館協議会委員として、次のとおり任命する。

任命委員（10名）

（五十音順・敬称略）

氏名	現職等	選任区分	新任・再任
うえだ たいら 植田 平	公募委員	公募（社会教育）	再任
うきがい たかこ 浮貝 貴子	公募委員	公募（家庭教育）	再任
くらしい あつこ 倉石 あつ子	安曇野市豊科郷土博物館職員	学識経験者	再任
くるとしま ひろし 久留島 浩	国立歴史民俗博物館名誉教授	社会教育関係者	再任
ごとう おしたか 後藤 芳孝	信濃史学会会長	学識経験者	再任
さかい けんいち 酒井 賢一	坂城町立坂城中学校校長	社会教育関係者	新任
さとう まや 佐藤 真耶	特定非営利活動法人エリアネット理事	社会教育関係者	再任
みつい ありな 三井 有奈	坂城町教育委員	学校教育関係者	再任
やし ま ひろお 矢島 宏雄	長野県考古学会副会長	学識経験者	再任
やまざき としこ 山崎 俊子	千曲市立東小学校校長	学校教育関係者	新任

（任期：令和5年4月1日～令和7年3月31日）

＜参考＞設置根拠

博物館法（昭和26年12月1日号外法律第285号）

第20条 公立博物館に、博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする。

第21条 博物館協議会の委員は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命する。

第22条 博物館協議会の設置、その委員の任命の基準、定数及び任期その他博物館協議会に関し必要な事項は、当該博物館を設置する地方公共団体の条例で定めなければならない。この場合において、委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

長野県立歴史館条例（平成6年7月11日条例第24号）

第4条 歴史館に、博物館法第20条の規定による歴史館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者のうちから長野県教育委員会が任命する。

3 協議会の委員の定数は10名以内とし、その任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。